

# 東三河広域連合介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき行う指導及び監査について、別に定めがあるもののほか、基本的事項を定めるものとする。

### (指導及び監査の目的)

第2条 指導は、介護給付、予防給付及び第1号事業給付費（以下「介護給付等」という。）に係る介護サービス及び第1号事業（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いて、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 監査は、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関し、法に定める勧告、命令、指定の取り消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止に該当する場合、または介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）や、高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な処置をとることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導及び監査の対象者)

第3条 指導及び監査の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護予防サービス事業者
- (5) 指定介護予防支援事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護老人福祉施設の開設者

(8) 介護老人保健施設の開設者

(9) 介護医療院の開設者

(10) 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者

(11) 東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者  
(関係行政機関との連携)

第4条 指導及び監査の実施にあたっては必要に応じて、国、愛知県、東三河広域連合(以下、「広域連合」という。)の関係部局、広域連合を構成する市町村、他都道府県及び他市町村と互いに連携をとり、合同で行うことができるものとする。

## 第2章 指導

(指導の方法及び実施頻度)

第5条 指導は、次に掲げる方法及び実施頻度により行うものとする。

(1) 集団指導

必要な指導の内容に応じ、指導の対象となる介護サービス事業者等を、年1回以上一定の場所に集めて講習等により行う。なお、オンライン等の活用による実施も可能とする。

(2) 運営指導

指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所等において、介護保険施設等運営指導マニュアル等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から説明を求める面談により行う。なお、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上行うが、居宅サービス(居住系サービスに限る。)、地域密着型サービス(居住系サービス又は施設系サービスに限る。)又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うよう努めるものとする。

(指導対象の選定)

第6条 指導の対象とする者は重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年作成する実施計画において、指導方法に応じて、それぞれ次に掲げる者とする。

(1) 集団指導

原則、全ての事業者等を対象とするが、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度の改正及び過去の指導事例等により広域連合

長が必要と認める者。

(2) 運営指導

ア 前条第2号の示す実施頻度に該当する者

イ その他、特に指導を要すると認める者

(指導の通知)

第7条 指導の対象とする者を選定し決定したときは、広域連合長は当該事業者等に対し、指導方法に応じてあらかじめ次の内容を文書で通知するものとする。ただし、運営指導については、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導開始時に通知できるものとする。

(1) 集団指導

ア 日時及び場所

イ 出席者

ウ 指導内容等

(2) 運営指導

ア 根拠法令及び目的

イ 日時及び場所

ウ 対象事業所

エ 出席者

オ 指導担当職員数

カ 準備すべき書類等

キ その他、必要と認めるもの

(指導体制)

第8条 運営指導は、担当職員2人以上をもって実施するものとする。

(運営指導の結果等)

第9条 指導の結果は、後日文書で通知するものとする。

2 前項の通知において、改善を要すると認められた事項及び介護報酬の過誤による調整、若しくは返還を要すると認められた事項がある場合には、改善報告の提出を求めるものとし、その提出の期日は指導の結果を通知した日から30日以内とする。

### 第3章 監査

#### (監査の方法)

第10条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を行うものとする。

#### (監査対象の選定)

第11条 監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求に関し、次に掲げる情報において、不正若しくは著しい不当又は人格尊重義務違反が疑われる場合に対象とする。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

(2) 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

(3) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる情報

(4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等に関する情報

(5) 度重なる指導によっても介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求に改善がみられない情報

(6) 法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(7) その他、広域連合長が必要と認める情報

2 第5条第2号に基づく運営指導において、次に掲げる事項を確認したときは、ただちに監査に移行できるものとする。

(1) 著しい運営基準等の違反が確認され、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断できたとき

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められたとき

(3) その他の事項で不正又は著しい不当が疑われるとき

#### (監査の通知)

第12条 監査の対象とする者を選定し決定したときは、当該事業者等に対し、

あらかじめ次の内容を文書で通知するものとする。ただし、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害が及ぼされる恐れがあるなど、緊急を要すると認められる場合、若しくは前条第2項の規定により運営指導から監査へ移行した場合は、口頭により通知し、後日文書にて通知するものとする。

- (1) 根拠法令及び目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 対象事業所
- (4) 担当職員数
- (5) 出席者
- (6) 準備すべき書類等
- (7) その他、必要と認めるもの

(監査体制)

第13条 監査は、担当職員3名以上をもって実施し、うち1人以上は課長級以上の職にある者とする。ただし、第11条第2項の規定により運営指導から監査へ移行した場合は、この限りではない。

(監査結果の通知等)

第14条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該介護サービス事業者等に対し、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項の文書で指摘した事項については、通知後30日を目途として、当該介護サービス事業者等から文書による改善報告を求めるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ改善報告の期限を延長または短縮することができるものとする。

(行政上の措置)

第15条 監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には「介護保険法に基づく行政指導及び行政処分に関する取扱い要領」（平成30年4月1日施行）の規定に基づき行政上の措置を行うものとする。

## 第4章 その他

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。